

第35回鴨川府民会議

第1 日時 平成28年 9月7日(水) 午後1時30分から午後4時00分まで

第2 場所 京都府公館 レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕(座長)、川崎雅史(副座長)、井上和彦、柏直樹、久保明彦、小辻寿規、小林明音、小林慧人、澤健次、杉江貞昭、田中真澄、土屋義信、土居好江、中村桂子、新川達郎、西山直美、二條雅荘、野崎隆史、早川八須彦、藤井小十郎、柗木良子、水腰英樹、宮下勲、森井一彦、山中香奈(座長・副座長以外五十音順)

【行政メンバー】

京都市：渡辺大介(建設局土木管理部河川整備課長)

京都府：川嶋淳一(京都土木事務所長)

【事務局(京都府)】

北野俊博(建設交通部河川課鴨川条例担当課長)ほか

【一般傍聴 0名】

【報道機関 1社】

[午後 1時30分 開会]

1 開 会

○北野(京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第35回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日は、皆様お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、鴨川条例担当課長の北野でございます。よろしく申し上げます。座って進行させていただきます。失礼します。

それでは、まず初めに、日本放送協会からのメンバーとして参加いただいております坂口圭豊様から、今回より後任として日本放送協会京都放送局の局長の柏直樹様にメ

ンバーとしてご参加いただくことになりましたので、ご紹介させていただきます。

柏様、一言お願いします。

○柏

NHK京都放送局の柏でございます。どうもお世話になりましてありがとうございます。前任の坂口の後任として、この6月に京都放送局に参りました。鴨川をはじめとする京都府の河川を後世に美しく残していくために、微力ではございますが精いっぱい取り組ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございました。

なお、本日は戸田圭一様、北野大輔様にはご都合によりご欠席でございます。また、川崎雅史副座長、土居好江様、澤健次様、藤井小十郎様、山中香奈様におかれましては、所用でおくれて来られると伺っております。

ただいま藤井先生がご到着されました。

次に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。

まず、私の2人横から、京都市建設局土木管理部の河川整備課課長の渡辺大介様でございます。

○渡辺（京都市建設局土木管理部河川整備課長）

渡辺です。よろしく願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

京都府の京都土木事務所長の川嶋淳一でございます。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

川嶋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

続きまして、京都府の出席者、1人だけご紹介させていただきます。私の隣の、河川課で流域調整担当課長の安田でございます。

○安田（京都府建設交通部河川課流域調整担当課長）

安田でございます。どうぞよろしく願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そのほか、関係職員が出席しております。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日は、資料とい

たしまして次第が1枚と、2枚目に出席者名簿。裏面が配席図になっております。その次に、ご要望がありました「第34回、前回の鴨川府民会議の結果について」という1枚物でございます。それを受けまして、右上に資料1「鴨川府民会議で今後議題とする項目について」というふうなことで、資料1。資料2「鴨川四季の日～夏～の実施結果等について」ということで、資料2。資料3「鴨川ふれあい空間アンケート調査結果について」ということで、資料3。資料4「京の川の恵みを活かす協働活動について」ということで、資料4。資料5が「一般社団法人鴨川流域ネットワークの設立について」ということで、資料5。あと、回収資料としまして、いつものとおり京都新聞等の新聞記事の冊子、回収資料と、あと、お手元に鴨川条例セットがございます。この新聞と鴨川条例セットにつきましては、最後に、会議が終わられた後、そのまま机の上に置いていただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、金田先生、よろしく申し上げます。

2 議 事

(1) 鴨川府民会議で今後議題として議論する項目について

○金田座長

依然として大変暑い日が続いておりますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お手元の次第のように5件の議事の資料を準備しておりますし、ご討議いただく予定でございます。いつもうまくいかないのが困っているんですけども、一応16時を目指して進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず議事の1番目、鴨川府民会議で今後議題として議論する項目についてです。まず、説明をお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

引き続き、鴨川条例担当の北野でございます。失礼して、着席して説明させていただきます。

それでは、まず、先ほどの資料の「第34回鴨川府民会議の結果について」という1枚物をごらんください。これは、ここの中にも書いてございますけれども、ご要望で結果を1枚物にまとめてもらうほうがありがたいというご意見もございましたので、それも踏まえてつくらせていただいた1枚です。

まずは4項目ほどございますけど、一番最初に第5期の鴨川府民会議メンバー座長の

互選についてということで、副座長を2人にしてはどうかというご意見をいただきましたが、今期はスタートしておりますので、来期の検討項目ということでご承認願います。

次に、鴨川条例の禁止項目や区域のあり方等の見直しについてということで、4つほど書いてございますけれども、以前、高野川の八瀬地域でバーベキューの苦情が多いというのを下鴨警察署から報告していただいたことがあるんですけども、規制ばかりでなく、例えば蛭谷キャンプ場をバーベキュー場として利用できるようにしたらいいんじゃないかというご意見がありました。

あと、淀川3川合流付近ではバーベキューが実施可能となっているということで、きょうも資料を用意しておりますけれども、そういったご意見。

あと、下流では家族で楽しそうにバーベキューをしている姿をよく見かけるということで、バーベキュー全面禁止というのはいかがなものかというご意見。

鴨川の一定区間をごみ捨て禁止区間にしてはどうかというご意見ですね。

次に、鴨川の土砂対策ということで、北山山系が荒廃している。特に鴨川沿いは山の崩落が始まっている。崩落の危険性のある山から緑のダムと呼ばれるぐらい健全な山に戻すよう、さまざまな議論をしたい。土砂が流れ込むある一定の歯どめとして、砂防堰堤というのを期限つきで考えてもよいのではないかと、そういうご意見。

その他といたしまして、海外からの観光客も含め、親しまれる鴨川の施策を短期・中期・長期で考えていくべきであると。

次に、鴨川の河川美化活動について、しっかりと子供たちに啓発をしていくべきであると。

あと、定期的に清掃活動をしているが、ごみが減らない。行政もよくやってくれているが、ごみ自体を減らすよい知恵はないんだろうかと。

あと、鴨川四季の日のイベントについて、充実すべきであると。

それから、あと、議論に当たってはデータがあればよりわかりやすいと、そういうご意見が前回出ております。

このことも踏まえまして、お手元に、右上の資料1でございます。

鴨川府民会議で今後議題として議論する項目についてということでございます。

3つ私どものほうから説明させていただきますが、まず1つとして、「より一層多くの人々から親しまれる鴨川」に向けてということで、1点目は、鴨川四季の日に開催するイベントの充実ということで、別途資料2で説明させていただきます。

2点目、子どもたちに対する河川美化啓発活動の推進ということについても資料2で説明させていただきます。

3点目のごみの減量対策についてということも、資料2で説明させていただきます。

2点目でございます。鴨川条例の見直しについてということで、快適な利用の確保ということで、これは1項目だけ書いてございますけども、この後、また去年、新川先生のほうからご提案いただいた鴨川条例の見直しの内容もちょっとご紹介したいと思いませんですけども、今回は特に快適な利用の確保についてということで、1つ目として自動車等の乗り入れの禁止、2つ目で自転車等の放置の禁止、3つ目が打ち上げ花火等の使用の禁止。落書きの禁止、5番目はバーベキュー等の禁止。で、中止命令と、最後に罰則規定ということについて資料を用意してございます。

3点目としましては、鴨川の土砂堆積についてということで、鴨川条例の関係では森林の保水機能の保全等という7条がございますけれども、それについて説明させていただきます。

この中で、まず最初に、資料1の13ページをごらんください。

これはまた後日説明させていただきますけども、鴨川河川公園ということで、国の淀川河川事務所さんが「バーベキューの有料化とごみの回収について」をやっておられるということで、今回またご意見をいただいた後、12月に再度、これは11月までやっておられるということなので、12月にご都合がつけば淀川河川事務所さんに来ていただいて、そのような事例を紹介していただこうと思っております。

それと、あと資料1の15ページでございますけど、「健全な森林を次代につなぐために」ということで、これは森林の保水機能の保全という3点目の鴨川の土砂堆積についての関連で、今回新たに入っていたいただいた森林組合連合会の森井専務理事から12月20日にまた詳しく説明していただくんですけど、その頭出しといたしますか、資料を今回用意してございます。

この資料に基づいて順番に説明させていただいて、資料1のほうは鴨川条例の見直しということで、次の1枚めくって1ページをごらんください。

いろんなご意見はあろうと思えますけれども、新川先生の名前を使わせていただいて恐縮なんですけど、27年9月14日新川先生にご提案いただいた後、今後、条例の見直しについてというふうなことでやったらどうかというような、条例の見直しだけではありませんけど、6点ございます。

1点目として、快適な利用の確保ということで、◆にありますけれども、いわゆる規制区域の設定をどうしていくのかというのが1つの論点と、それと、あと、規制対象の行為が自動車とか自転車とかバーベキューとか打ち上げ花火とかに限定されていますが、現状の規制でいいのかと、そういうことです。

2番目として、森林・自然生態系の位置づけについて。

非常に難しい問題でございまして、この条項で鴨川条例は実は自然生態系は1章立てていないんですけれども、鴨川そのものを涵養してくれている森林をどう考えていくのかと。あと、自然生態系をどう考えていくのか、大変難しい問題ですけれども。

3点目、4点目は、良好な河川環境の保全と。

5点目が、府民協働の推進についてということで、ここは条例改正というよりも、「京都府がどうやって積極的に参加していくの？」みたいな話。

最後に、6番目の罰則規定についてということで、この6点について新川先生にご提案いただいた後、順次やっていくということで考えておりますのでご了解願います。

それでは、鴨川条例の見直しの快適な利用の確保についてということで、担当のほうから説明いたします。

○井關（京都府建設交通部河川課副課長）

河川課の井關と申します。では、説明させていただきます。

資料1の2ページをごらんください。

鴨川条例ですけれども、これも総則のほうにありますように適用範囲ですね、鴨川条例とうたっておりますが、一級河川の鴨川だけではなく、高野川も対象としております。したがって、先ほどありましたようにバーベキューの関係で特に問題になっている、今現在も問題になっている八瀬の辺、あれもこの高野川のところに入りますので対象となります。

これにつきまして、快適な利用の確保ということで、右の下の真ん中よりちょっと下ですね、快適な利用の確保。この点ですけれども、自動車等の乗り入れの禁止、放置自転車対策、迷惑行為の禁止というこの3点が大きな点でございます。

資料の11ページをごらんください。

河川に当たりましては、河川法、それで今回の鴨川条例、都市公園条例と、こういう3つの法体系になっております。

河川敷においては原則自由使用ができるということになっています。

条例としまして、鴨川条例の21条で火気を用いて食品を焼く行為の禁止。これはいわゆるバーベキューです。16条で自動車等の乗り入れ禁止。自動車等というのはいわゆる車、あとバイクですね、原動機付き自転車、そういったものの乗り入れを禁止しています。17条で自転車等の放置。自転車等というのは、自転車と、あと歩行の補助車とかそういったものが含まれます。19条で打ち上げ花火の禁止。20条で落書きの禁止。こういったものを禁止しております。

これらにつきまして、①バーベキューとか打ち上げ花火、これについては違反した者に対しては中止命令を打つと。それに従わない場合についてのみ罰則を適用する、5万円以下の罰金になりますよということになっています。

③番、自転車等の放置の禁止につきましては、保管しますので、そのときに移動保管料の納付義務を課しております。

自動車等の乗り入れ禁止と自転車の場合の放置の禁止なんですけども、自動車等というのはガソリンとかオイルを使っていますので、乗り入れて置いておくと何かあったときに川の中に油が漏れるということもありますし、危険だということも当然なんですけども、そういったことも含まれますので、乗り入れ自体を禁止しております。自転車等については徐行してもらおうと。乗り入れを禁止はしていないんですけども、あくまで中心は歩行者の方が散策とかするような場所ですので、徐行しながら通ってもらう分には構いませんよということです。それらを放置したまま置いておくという人がいますので、そうしますと自由な使用の邪魔になりますので、放置することについては禁止しているという体系になっております。

鴨川の主なところは都市公園にもなっているんですけども、都市公園につきましても条例で同じようなものがあります。7条でこれら①から⑤番まで、たき火を禁止するとかそういったこと、鴨川条例と大体同じようなやつを条例で禁止しております。これらについては1万円以下の過料ということになっています。ただ、実績は今のところありません。

この前の府民会議で議論になりました、例えばバーベキューですね。八瀬のほうで大分迷惑がかかっておるということで、禁止の区域を拡大すればどうかという議論があったんですけども、そのときに、でも、先ほどの会議の結果にもありましたように一概に禁止するというのはどうなのかと、全面禁止には反対であるということとかありますので、どのようにすべきか。禁止するには立法事実ですね、受忍限度を超えるようなもの

がたくさんあるというような状況が現在あるかどうかということも含めて検討すべきだと思います。

禁止する区域を、そういうことで立法事実があるようなところについては禁止すべきかどうかと議論した上で、禁止するかどうか。単に禁止するだけじゃなくて、一般の人でもまた河川のところで利用して食べたいということもありますので、そういった場所を提供するかどうかといったことも両輪として考えていかなければならないかなと思います。

そういったことで、先ほど話にありましたように国土交通省の近畿地方整備局の淀川河川事務所さんのほうでバーベキューの有料化をやっておられます。これは1つの方法だと思いますので、紹介させていただきます。

資料13ページからになるんですけども、この写真にありますように、有料化以前はバーベキューをやった、河川敷に当然ごみが放置されますと。それだけじゃなくて、近くの市街地にも投棄されるといったことがあって、この左の写真のようにこんなような状況でした。そこで淀川河川事務所さんもいろいろ考えまして、バーベキューの区域を決めて、そこでやると。有料化してやられたんですけども、そうすると右側のようにきれいになってきたということです。

バーベキューとか全て持ち込み品は淀川河川公園では「持ち帰ってくださいよ」という指導をされておったんですけども、こういった大量のバーベキューごみとかが河川敷だけじゃなくて一部市街地に投棄されて近隣住民の迷惑になっているという大問題が発生しまして、これは受忍限度を超えているなということになりました。

そこで、平成25年度から27年度までは有料化の試行としてやられました。当初は有料のごみ袋を提供すると、そこへ入れてくださいよという方法でやられたんですけどもなかなかうまくいかなかったみたいで、次は1人500円いただくと。これは費用対効果とか、あと、どのぐらいの値段であればやってくれるか、利用者が来て、できるかどうか、いろいろ錯誤されました結果、今のところ500円でやっておられます。本格実施は去年からでして、今年は2年目に入っております。ほんで、この使用料500円の中には、運営の人員とかごみの処理費用、夜間の警備とか仮設トイレ、駐車場の整備、そういった運営に係る経費の収支を鑑みて1人500円ということでやっておられます。

去年1年間、丸1年間、今年はまだ8月が終わったところですので、まだ11月までありますので、もう少しで2年間丸々終わりますので、それを踏まえた上で、今のところ

12月20日の次回の府民会議のときに淀川河川事務所さんの副所長さんに来ていただいて、その辺のところを説明していただこうかなと思います。当然のことながら大阪でやっておられますので、大阪人かたぎというか、大阪人の気質と京都の鴨川に来ている人の気質も若干違うと思いますので、その辺の違いをどのように考えておられるかとか、現実にはやられた結果、ごみは少なくなったんだけども利用の便とかで何か支障があるかどうかとか、そういった事柄もあると思いますので、できれば次回にそうした質疑応答にも答えていただければなと思っております。

実は淀川河川事務所さんは、大阪だけじゃなくて京都、桂川の松尾大社、あの辺においてもこういったことが実施できないのかということで検討もされているところなんです。当然、その検討されているところには私ども京都府も参加して、そういうところできるかどうかということもこれから参加させていただいて検討していきたいとは思っております。

桂川とか、こういった淀川とか大きな河川ですね、自然な河川というところと鴨川、川崎先生が前に言われたように箱庭的ですけども、そういったきれいな人工のやつが大分手に入っているような河川、それも京都市という大きいところの町なかを、真ん中を通っているような河川ということでちょっと趣も違いますので、その辺とかもこういった鴨川府民会議の皆様にご議論していただいて、それらの意見をもとにどういうふうにすればいいかということを検討していきたいと思っております。

最後、資料1の12ページですけども、鴨川条例禁止行為等の指導状況ですけども、京都土木事務所が毎日、平日と土日を含めてパトロールしております。バーベキューも年々減ってきていることは減ってきているんですけども、禁止区域外のところでの指導もこうしてだんだん減ってきていることは確かです。ただ、指導件数が減ってきているから立法事実じゃないのかというものでもなくて、前回のときにたしか金田座長が言われたように市街地が大分近づいてきているので、どんどん川に近づいてきているということがあるので、指導する件数が減ったからといって立法事実がないということにはなりません。市街地が近づいてくれば、風の向きとかによりましてにおいとか煙も行きまますので、そういったことも踏まえて議論していきたいと思っております。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

続きまして、資料の先ほど申し上げました15ページ、「健全な森林を次代につなぐために」ということで、恐縮なんですけど、京都府森林組合連合会の代表理事専務の森井

一彦様から一言ご説明をお願いいたします。

○森井

京都府の森林組合連合会の森井でございます。

私のほうからは、このペーパー1枚の、今現在、森林の置かれている状況をかいつまんで説明できたらなと思っております。

鴨川条例につきましては、皆さんが安心・安全な親水空間といいますか、それを次代につなげていくというのが一番大きな柱だと思うんですけども、鴨川をとってみても大体出水区域が2万1,000ヘクタールほどあるとなっておりますけども、大体7割の1万4,000ヘクタールが森林と。しかも鴨川と高野川の合流点からの上流の森林についていきますと1万1,000ヘクタールぐらいの森林があるということで、鴨川の土砂の流出の問題とか、あるいは水質の問題とか、災害の問題ももちろんございますけども、この辺の一番大きな元凶は、やはり森林がいかに健全に管理されているかということになってこようかと思っております。

この15ページのペーパーでございますけども、私も釣りが好きで全国いろんな河川を回っております。いわゆる一般の言葉で言いますと中山間地といいますけども、ここ10年ぐらいの中山間地の疲弊は、テレビ等でもいろいろ言われていますけども、実際目にしたらほんとうに目を覆うような状況になってきておるのが現状じゃないかと思っております。原因は多々あるかと思えますけども、そういう状況でございます。こういう中山間地、農山村の問題は森林の荒廃と関係している面が大きいということが、当たり前ですけども言われております。

森林の管理といいますのは、農山村に住んでいる皆さん方が産業の一環で森林を整備するということが、山仕事をするというのが間接的に森林を適切に管理することにつながるわけでございますけども、それによって我々都市に住んでいる住民は、地球温暖化の防止、最近は大きな言葉で言われますけど、水源の涵養とか土砂災害の防止といういわゆる公益的機能、私たち全てがその恩恵にあずかっているということは皆さん方もご存じのとおりだと思っております。その辺の状況の中で、森林が荒れているということは皆さん特に最近よく聞かれると思うんですけど、農山村の問題に原因しているという面がたくさんございます。

その次に、「農山村の問題はたくさんあります」と書いてありますけども、一番大きいのは林業の採算性の悪化ということですね。例えばで言いますと山元のスギ価格。大

体40年前、国産材は高いというのが皆さん方一般の認識と思うんですけども、決して高くないんですね。40年前といいますと昭和50年ぐらいですけども、昭和50年代というのは国産材が一番高いときでございました。その当時、山元の所有者は大体1立米で3万円ぐらいの利益があったんですね。いわゆる伐採収入というんですか。それが今は3,000円ということですね。価格でも10分の1になっていると、そんな大きな価格の下落がございました。

それと、生活環境の基盤整備の遅延というのは、これは中山間地に共通したことでございますけども、いわゆる経済がだめになった、あるいは基盤整備がおくれているということによって、現在の過疎、高齢化というのが深刻になってきた。このまま放置していくと、その中山間地、集落あるいは森林はどうなるんだろうというのが一番大きく危惧するところでございます。

我々森林組合連合会におきましては、当然山を管理することによって山に暮らす人々を元気にしていかないかんということで、いわゆる森林の循環利用ということを行っています。これはどういうことかと申しますと、当然山には人工林が植わっているわけですけども、木を植えたら、育林をし、間伐等をするということで、それで成熟したらそれを伐採して材を成して収入を得る、次の植林に結びつくという、そういう循環でございまして、そういう循環をきっちりつくっていかないとますます山村は寂れていくということでございます。

現在の場合、この循環で、材がこのような価格ですから、ほとんど我々は皆伐と申していますけども、伐採が行われない。間伐はするけども皆伐は行われないという、そういう状況の中で、非常に厳しい状況になっております。

府民の皆さん方をお願いしたいのは、こういう循環を回復するために、いわゆる森林から生産される木、一般的には家なんかの構造材になりますけども、そのほかに椅子とかテーブルか家具ですよ、いろんな木の使い方はあるわけですけども、その辺を府内産材を使っていただきたい。国産材ももちろん結構ですけども、外材よりも府内産材を使っていただきたい。これがやっぱり山を元気にすることに結びつくということを思っております。

一番下の右の写真、矢印のあるところですけど、間伐した山が下のようになるということなんです。これは健全な人工林ということで、見てもうたらわかりますけども下草が十分生えています。こういう森林をつくっていくことによって、先ほど申しました

公益的機能を高度に発揮して、将来的には鴨川も良好な環境が保てるのではないかということを考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

ありがとうございます。ぜひそういった形でよろしくお願ひします。

じゃ、次回また説明していただくということで、そうしたら、先ほどの資料1の1枚目でもご説明しましたとおり、今後議題として議論する項目ということで、この時間帯で鴨川条例の見直しについて、快適な利用の確保。「確保の確保」ってミスプリですけど、それを1枚めくっていただいて、1ページ目の新川先生ご提案の1番の快適な利用の確保というところで、前回の続きになりますけれども、規制区域の設定をどうしていくのかということと、あと、規制対象の行為が限定されているが、現状の規制でよいのかという、この2点についてご討議いただければと思ひます。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

ただいまの提案は、資料1の1枚目の1、2、3、さらに1と2には括弧づきの分がついておりますけれども、それらについてこれから議論をお願いしたいという案でございます。具体的な議論は次回以降にするわけですが、本日ご紹介のありました点、1件はバーベキューに対する淀川の下流のほうの試行のケース、それから、もう1点は、健全な森林を維持するための方策のためにいろいろデータを教えていただくということは次回にまたお願いするわけですが、ただ、全体としてこういう議論をするということについてのご質問あるいはご意見などがございましたらお願いしたいと思ひます。きょう、個別の議論には入りませんので、その点はお許しいただきたいのですが。

これらについて議論のためのデータを準備しながらご議論いただくということになりますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○金田座長

それでは、そういうふうに進めさせていただきたいと思ひます。

次回はとりあえずバーベキューと森林にかかわるデータもお話しいただくということにしたいと思ひます。

（2）鴨川四季の日について

○金田座長

それでは、議事の2件目に入らせていただきます。2件目は、鴨川四季の日についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、鴨川四季の日ということで、「鴨川四季の日～夏～の実施結果等について」、右上の資料2でございますけど、まず一番最初に、その資料2の（2）の京都府鴨川条例の啓発活動ということで、鴨川納涼2016において、京都府河川課、都市計画課、京都土木事務所合同で啓発ブースを設けまして、その中で昭和10年の災害時の鴨川の様子をまとめたDVDを上映いたしました。既にごらんいただいている方もあるかもしれませんが、それも10分程度なんですけども、ごらんいただくということでお時間をいただきます。

じゃ、しばらくお待ちください。

（ビデオ上映）

すいません、このDVDにつきましては、回収資料の新聞記事がありますけれども、その6ページ、平成28年8月5日付ということで、「鴨川大洪水 惨状DVDに」ということで、「府とNPO あす、7日中京で上映会」ということで、右上をちょっと読ませていただきますけど、昭和10年6月の鴨川大洪水の映像を収めた防災学習用のDVDということで、京都府と土木事務所とNPO法人の京都の文化を映像で記録する会が作成して、6日、7日の鴨川納涼で、鴨川河川敷で、鴨川条例の啓発ブースで上映したところ、多くの方に来ていただきまして、特に先ほど見ていただいたとおり南座とか菊水とか、今でもあるような建物もありますのと、映像の中ではご自宅が映っているということで、わざわざ写真を提供していただいたりということで非常に好評でした。

このDVDにつきましては、京都土木事務所のほうでNPOさんに了解をいただいて、自治会とかNPOとか学校とか、防災学習用ということで無料で貸し出す予定でございますので、またご利用等がありましたら京都土木事務所にご連絡いただければと思います。

それでは、鴨川四季の日の資料2の1ページから説明させていただきます。

○追矢（京都府建設交通部河川課主事）

京都府河川課の追矢と申します。失礼して、座ったまま説明させていただきます。

資料2の1ページ、上、前回会議で開催の報告をさせていただいた鴨川納涼2016と京

の七夕について記載をしております。8月6日、7日の2日間に鴨川納涼2016が、それから、8月6日から12日までの1週間を京の七夕の開催期間ということで開催しまして、鴨川納涼については2日間で来場者が21万人、京の七夕の鴨川会場だけですけれども、1週間で来場者が35万5,000人ということでした。

続いて、条例の啓発活動ですけれども、資料2の4ページと回収資料の6ページ。今説明もございましたように、条例の啓発、A1パネルで条例の規制内容ですとか鴨川の四季の様子を写真で展示したものを置いて啓発するとともに、今上映させていただいた映像を映して条例の啓発を行いました。

続いて、3番目に書いています河川美化啓発イベント開催時のごみの散乱ということですが、回収資料の9ページと資料2の5ページから7ページまでで、鴨川納涼2016の開催時に三条大橋のあたり、三条の河川敷の入り口のあたりにごみが散乱している様子が資料の5ページに写っておりまして、その関係が回収資料の9ページで新聞報道されました。このことについて、京都市のまち美化推進課さんから説明をさせていただきます。

○田中（京都市環境政策局まち美化推進課）

京都市の環境政策局まち美化推進課の田中と申します。失礼ですけれども、座って説明させていただきます。

本日、お手元の資料6ページ、7ページ、こちらに記載させていただいておりますとおり、三条大橋西詰め付近におけますごみの散乱の現状、それから、京都市の取り組み状況ということでご報告をさせていただきたいと思っております。

6ページ、7ページの資料、7ページに今回の具体的なごみの投棄場所の地図をつけさせていただいておりますけれども、ちょうど三条大橋の西詰めから南に下って鴨川、三条入り口、このあたりの近辺の道路の状況についてでございます。

京都市では関係部局と連携いたしまして、都心部、主要ターミナル及び観光地周辺等で美化活動を実施しております、この場所につきましても月曜日から金曜日の午前中、毎日、ポイ捨てをされたごみの回収、こういった取り組みを行い、清潔な町の維持に努めているところでございます。

そうした中ですが、この三条入り口付近におきましては、6ページに記載させていただいている写真にもございますように、本年7月の中旬ごろからレジ袋に入った空き缶やペットボトル、それからお菓子の袋とか食品トレー、そういったものが乱雑に投

棄され、時にはごみが山積みになるようなケースも発生しております。こうした状況が発生した場合にはさらにごみがポイ捨てをされるという状況、まさにごみのごみを呼ぶという状況にもなりかねませんので、こういった状況になった場合には私ども環境政策局の東部のまち美化事務所、それから私どもまち美化推進課において速やかにごみの回収といったことも行っているところでございます。

また、こういった状況が繰り返される状況も踏まえまして、毎日この地点につきましては現地の確認を行いますとともに、やはりごみのポイ捨てを予防するという観点から、9月9日には不法投棄防止の啓発看板の設置を行いました。さらに8月16日には啓発看板の設置箇所を三条ゲート、三条の入り口から三条大橋付近まで拡大をいたしまして、ごみのポイ捨て防止を呼びかけるなどの対策を行ってきているところでございます。

ごみが不法投棄されているこの場所につきましては、昨今の外国人観光客の増加によりまして、ごみが捨ててあるところにはやはり捨てられるという状況も鑑みて、観光客の皆様も非常に訪れる場所ということでもございますので、啓発看板につきましては日本語、英語、中国語、韓国語、こういった4カ国語併記にするなどの対応をして工夫を凝らしているところでございます。

しかしながら、こうした啓発をしているにもかかわらず、7ページの記載にもございますようにその後もごみの投棄が繰り返されて、特に毎日見ている状況では土曜日、日曜日が明けた週明けの月曜日、そういったときにこの7ページに記載させていただいているようにごみが山積みになるケースが散見されるという状況になっておりまして、正直この対応はイタチごっこになっておりまして、苦慮しているところでございます。

京都市といたしましても今後引き続きこういった現地の確認を継続いたしまして、投棄されたごみの回収を行ってまいりますけれども、やはりこれだけでは根本的な解決にはなりませんので、今後ごみの投棄そのものをされない環境づくり、こういったものをしていくことが一番重要かと考えております。今後とも私ども京都市、それから京都府とも密接な連携を図っていくとともに、本日ご参集の皆様をはじめとする市民の皆様とご協力をしていく中で、粘り強くごみの不法投棄の防止を訴えてまいりたいと考えております。

京都市からの取り組み状況の報告につきましては以上でございます。

○追矢（京都府建設交通部河川課主事）

引き続き、四季の日の報告をさせていただきます。

資料2の1ページの(4)のところに書いてあります、前回開催の報告させていただきました第42弾「鴨川探検！再発見！」これを7月10日(日)に北山大橋周辺で開催いたしました。この鴨川探検・再発見には本日お越しの澤委員にお越しいただいて、大きな網で大きな魚をとっていただきました。それから、小林明音委員と西山委員にもご家族で参加いただきまして、ご家族で水生生物の調査と学習をしていただき大変有意義であったと思います。

続きまして、「鴨川四季の日～秋～」の取り組み予定ということで、資料の8ページをごらんください。

「四季の日～秋～」の期間(案)は、10月15日(土)から11月6日(日)までとさせていただきます。前回、府民会議での意見で、四季の日のイベントの充実をということがございましたので、鴨川を美しくする会議の杉江委員のクリーンハイク等に加えて、回収資料の2ページにありますように、5月7日に鴨川の勧進橋―水鶏橋間の河川敷を整備しまして、そちらの竣工式を京都府が行いまして、そちらの行った竣工式に対して愛称を募集しようということで、資料2の9ページにございますけれども愛称募集を行うこととしております。この区間については木チップ舗装と、あと、ツツジと桜並木を植えておりまして、たくさん人に訪れていただくような整備をしましたので、それにふさわしい愛称を募集しますということで募集させていただきます。

続いて、8ページの2番目に書いてあります勧進橋フェスタ、資料の13ページにもございますけれども、先ほど説明させていただいた勧進橋―水鶏橋間の整備、こちらを整備するだけじゃなくて、整備した後も河川美化啓発活動の一環として、その地域の方の交流の場として実施しようということで開催をするもので、鴨川を美しくする会さんとNPO法人京都の文化を映像で記録する会、先ほどの映像の制作をしていただいたNPOの法人ですけども、こちらのほう主催でこのイベントを開催することとしております。

もう一度資料の8ページに戻っていただきまして、上から3番目の「鴨川探検！再発見！」、7月10日に実施した第42弾に引き続いて、第43弾を10月23日に開催します。

詳細は資料2の12ページに書いてありまして、前回と同じく北山大橋周辺、京都土木の周辺で、前回は川に入って水生生物の観察をしたんですけども、もう10月で秋ですので、河川敷にすんでいる生き物や植物の観察ということで今回は企画をしております。

最後に、鴨川定例クリーンハイク、第4回の紹介をさせていただきます。

資料の14ページにございますように、11月6日に鴨川を美しくする会と一般社団法人

鴨川流域ネットワーク主催で開催させていただきますので、こちらのイベントを「鴨川四季の日～秋～」の期間として実施することとしております。

以上です。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

補足で説明させていただきます。資料の11ページをごらんください。

先ほどの愛称募集の補足説明でございますけれども、鴨川全体で、まず左上のほうで、北の拠点ということで「半木の道」と鴨川茶店。鴨川茶店はご承知の方もいらっしゃると思いますけど、回収資料の1枚目の新聞で、春に河川美化活動の一環として、鴨川を美しくする会と京都鴨川ライオンズクラブが共催でやっておられる50年以上の伝統ある行事でございますけれども、「半木の道」という通称名があつて、桜74本がきれいに並んであります。

真ん中のほうに行きますと「花の回廊」ということで、うちが平成4年から整備した「花の回廊」というところと鴨川納涼ですね。先ほど追矢のほうから説明いたしました。回収資料の新聞でいいますと7ページ、8ページにも記事が載っておりますけれども、鴨川納涼という河川美化活動の啓発がありますと。

南のほうはといいますと、先ほど5月7日にうちのほうで桜92本、ツツジ1万5,000株ほどを920メートルの間で植えて、5月に竣工して、皆さんマラソンとかいろんな形で、特に今まで南のほうではあまり交通の便がよいところではなかったんですけど、この区間は十条から歩いて徒歩3分ぐらい、水鶏橋からの地下鉄でも徒歩10分ぐらいということで、非常に便利で、わりと今でも皆さんご活用していただいておりますので、この勧進橋、水鶏橋の南の拠点ということで愛称を、「半木の道」とか「花の回廊」とかいうように、例えば普通に考えたら「洛南の道」とかいろいろあると思いますけど、そういう愛称を募集して、その次に、啓発イベントということで、次の13ページでございますけれども、河川美化啓発活動ということで、鴨川を美しくする会と、主催が鴨川を美しくする会の洛南支部、今年から洛南支部で、千両松地域エコ協議会ということで、あと、NPO法人京都の文化を映像で記録する会、先ほどのDVDを作成したところなんですけど、そこが主催で、北の鴨川茶店に対して南でも河川美化啓発活動をということで、勧進橋フェスタということでやったらどうかというご提案を美しくする会さんのほうからいただきまして、後援のところでは、鴨川府民会議の座長宛てに後援してほしいという依頼文書が来ております。

それと、また資料5のほうで説明しますけれども、鴨川基金ということで、前回で説明させていただいた一般社団法人なんですけれども、資料5でまた金田座長より説明があると思いますけれども、9月1日設立登記は申請しましたので、協賛ということで一般社団法人の鴨川流域ネットワークのほうにも協賛依頼が来ておりまして、今後そういった形で、下のほうに「第一部」と書いてありますけれども、鴨川音楽隊ということで、鴨川茶店と同じようにコーラスと吹奏楽ということで、中高生の吹奏楽。第二部のほうで、先ほど申し上げたDVDですね。昭和10年の京都の大洪水とか懐かしい記録をやっているという企画をやっていただきまして、こういった形で鴨川四季の日の充実を図っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

説明がかなり多岐にわたっております。大変衝撃的な昭和10年の大洪水のビデオもございましたし、いろいろご報告いただきましたが、これに関してご質問があれば承りたいんですが、その前に1つご了解を得たい点がございます。

先ほどの説明の中にもありましたが、この資料2の一番最後についている13ページに既に名前を入れて案をつくっておりますけれども、10月の15、16に、16は予備日ですが、10月15日に勸進橋フェスタ2016というものが予定されておりますが、その後援のところ、そのビラにありますが、京都市教育委員会の次に鴨川府民会議というのが入っております。ともかくこの後援は京都府、京都市、それから新聞社、NHKといろいろと放送局が並んでおりますのでたくさんあるんですが、その中に鴨川府民会議という名前をここに案として入れてありますが、この勸進橋フェスタ2016という催しについて、鴨川府民会議として後援のところ、名前を連ねさせていただくということをお許しいただけたらと思うんですけれども、その件につきましてよろしいかどうかお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

特に鴨川府民会議として今回は何かをすとかそういうことではないんですけれども、この事業が鴨川の環境の良好な環境の推進に役立つものというふうには思いますので、ぜひこういう形でご要望に沿って後援団体に名前を連ねさせていただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○金田座長

どうもありがとうございます。それでは、そうさせていただきます。

それから、後の協賛のほうに一般社団法人鴨川流域ネットワークという、今、既に設立するという事で鴨川府民会議でもご了解いただいている新しい一般社団法人ですが、まだ登記のプロセスで最終的にはでき上がってはいないということですが、もちろんこの段階までにはできているはずでありますので、ひょっとしたら最初の公式なところの名前になるかもしれませんけれども、これも協賛のところに名前を連ねさせていただけたらと思っております。この一般社団法人につきましては、後でもうちょっとご説明をさせていただきます。

そういうことで、後援のことがございますが、それはご了解いただきましたということにさせていただきますので、ほかのことにつきまして何かご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○早川

京都鴨川ライオンズクラブの早川と申します。

京都鴨川ライオンズクラブは、先ほどご紹介いただいたとおり「半木の道」のしだれ桜を53年かかって育成・管理させていただいてきたんですけれども、そこにかかった費用、74本が、ちょっとずつ増やしてきたといえども、約2億強の予算をかけてやってまいりました。今でも毎年大体250万ぐらいはどうしてもかかってくるわけですが、今回「花の回廊」の92本の桜並木はどのぐらいのご予算でどのような管理をされるのか、教えていただけたら立场上助かりますけれども。

○金田座長

事務局のほう、どなたかデータがありませんでしょうか。

基本的にはこれは鴨川のハードのほうの河川管理者としての事業で、その事業を単にコンクリートの土手をつくるというだけではなくて、こういった形の親水空間になるような事業にさせていただいたと。その樹種などについてもこの府民会議でご議論いただいたところなんです、そういうことで何か……。

はい、お願いいたします。

○桑場（京都府京都土木事務所河川砂防室）

京都府京都土木事務所河川砂防室の桑場といいます。

本日、具体的な費用等の計算しておりますものにつきましては手持ちがございませんので、具体的な費用についてはわかりかねるところなんです、一部、先ほどおっしゃられたように管理という面では我々も苦慮しておるところでございます、ここにうたっています、たしかどこかにも書いておいたんですが、ここに限らずなんです、できる限り植栽管理等につきましても府民の皆様と協働して管理できる体制を構築していくということが、我々行政サイドの課題の1つということで認識をしているというところでございます。また次回になると思いますが、その辺、費用のほうをつかみましてご報告させていただけたらと思います。

以上でございます。

○早川

府民の方たちの要するに募金であったりとかということですか。

○桑場（京都府京都土木事務所河川砂防室）

いろんなケースがあると思うんですが、場合によってはその地域の方に例えば管理をお願いするとかいうことも含めて、そのかわり、地域の方に植栽からお願いするという方法もあろうかと思しますので、その辺は模索をしながら考えていかないといけないと。その辺も、できましたらこういう場でご議論いただけたらなと思っている1つの課題でございます。

○金田座長

植栽の経費が直接どれだけかかったのかということとはわからないというお話ですが、回収資料の2ページに「全体の費用が総工費9億7,000万円」と書いてありますけれども、このうちのどのぐらいの比率が実際に植栽のほうにいつているのかちょっとわかりませんが、それに関しまして、また後日、次回にでもご報告いただけるようにご準備くださるということですので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○澤

先ほど昭和10年の洪水の映像を流されたんですけど、ああいう映像が残っているのは素晴らしいことなんですけども、今回あれを流された意図はどういう意味があったんですか。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

先ほど紹介しましたように、今後防災用の学習、小学校、特に先ほど議論すべき項目がありましたですけども、その議論すべき項目の中で子供たちに鴨川の河川美化啓発活動、鴨川条例では防災もうたっておりますので、防災用の、特にあのころの昭和10年は、京都府の工事がその後10年ほどやって、そのときにまた、釈迦に説法になりますけども、みそそぎ川もできましたし、先ほどの映像で見ていただいたように、当時は約50橋がかかっていたうちの40はもう流れているというふうなことで、そういう防災学習用で、川はほっといてこんなにきれいにこんなに安全になるんじゃないなくて、手前みそですが、京都府が安全・安心で工事をして、あと、美しくより親しみのあるというのは、漁協さんも含めて、先ほどの小学校で、この前大変お世話になりました、なんですけども、そういう形で子供らとかに学習して。

実際掃除に行ったときに、私どもだけで掃除をしていると観光客の人はごみを捨てはるときがあります、目の前で。ただ、小学校の人、クリーンハイクといわれる、家族で来て小学校の小さい子供たちがごみを拾っているときは、観光客は自分らでごみをちゃんとしていきます。

みたいな形で、要は子供たちに対する防災学習とか、今申し上げたように川は京都府が手前みそですけど頑張って安全・安心で工事をして、美しくする会をはじめ、漁協さんも含めて、皆さんで河川美化啓発活動が一番大事と。二、三回ごみをやったってそんなにきれいになるわけじゃありませんで、京都土木でいいますと一年365日掃除をやっておりますので。

なんですけれども、それよりも観光客とか知らない方、あと、子供たちに対して、今申し上げたように川を美しくするのはただほっといたらいいじゃなくて、お父さん、お母さんを含めて、ボランティアの方とか漁協の方とかも含めて美化啓発活動をやって、意識の変化をですね。50年前には、昭和39年には鴨川の上から畳とかたんすをほっていたらしいんですけど、うちの先輩から聞くと。そういう意識の人に何ぼ言ってもだめだと思っんです。そういった意味で、防災学習の一環として、ぜひ今後またそういった形で一般社団法人も含めて啓発活動は大事だなというふうなことでやっていきたいと、そういう趣旨でやらせていただきました。

○澤

まあまあ、それはええことやと思うんですけどね。ほんで、今の映像を見ただけで、仮に小学生でも一般の人に見せるときに、ああいう映像というのは、ほかにも津波やと

かいろんな映像がある中で、ああいうなんってはずらに恐怖心をあおるだけの映像という側面がものすごく強くて、あれを見たら鴨川をもっと何かせなあかん、こうせなあかんというのがいろいろ意見が上がってくると思うんですよ。

その中で、あの当時と現在を同じ視点から捉えたような写真などあれば、この当時は、出水時前の平水時はこういう川でしたと。その後、河川改修が行われて現在になりました。そういう比較の映像があるのかないのか。

ほんで、今現在、この洪水のときの雨量よりたくさん降ったときにどれぐらいの水量になるのか、洪水が起こるのか起こらないのか。

それと、今の映像、映像自体がすばらしいと思うので、ネットで見られるようなことはないのかな。その3点です。

○金田座長

どうぞ。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

3点ともおっしゃるとおりなんですけれども、ネットのやつはつくった方がNPOさんなので、そことまたお話をしながらということで、今のところは先ほど申し上げたように防災学習用であればNPOとか、小学校とか、いわゆる自治会に無料でお貸しいただけるということでございますので、先ほど、9月1日に登記申請しました一般社団法人の活動も含めて検討させていただくというふうなことで。

あと、ビフォー・アフターとかそういった形は、今後、できましたらここにいらっしゃる鴨川府民会議の委員の皆様も貴重な資料を持っていただいている方が結構いらっしゃるかもしれませんので、そういったことも含めて協力させていただくということで、ぜひ、今おっしゃっていた内容は非常にすばらしいことだと思いますので。

あと、大正時代とか今おっしゃったように、これも釈迦に説法になるんですけども、みそそぎ川というのは、納涼組合さんの資料なんかを見るともともと板一枚でつながって、最初は何も本川と交わっていなかったのが、昭和10年の工事で一応納涼床、流れが速くなるというのでできたとか。

そういったところも含めて、うちも『わたしたちの鴨川』といって小学校用の冊子があるんですけども、そういった冊子の充実等を通して、今おっしゃったDVDはもちろんできたらそういうふうになるのが一番すばらしいんですけど、きっと経費がかなりかかると思いますので、なるべく安上がりでというふうなことも含めて、一応費用対効果

も含めて今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○澤

できれば次回でも、言うてるように改修前と後の写真だけでもあればぜひ見せてもらえれば、いや、鴨川がこれだけ変わったんやと、そういうのが実感できるといいなと思うので、簡単な写真だけでもあればいいので、つけられるならよろしくお願いします。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○山中

こんにちは。京都工芸繊維大学の山中と申します。

今、地域の子供たちに地域系の防災だったりの話をさせていただいているのでちょっと個人的な興味にはなるんですけども、今回の映像を流した際の写真に結構ご高齢の方が多くいらっしゃる様子に見えるんですけども、お子さんはどれぐらい来られていたりしたんでしょうか。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

残念ながら上映するので手いっぱい、アンケートとかをとったりする機会が全くなかったんですけど、山中委員ご指摘のとおり、ご高齢の方と、先ほどちょっと申し上げたように「私の家が映っている」と言われる方がお見えになりまして、子供さんはどちらかという、その横にふれあい空間のステージがあったんですけど、そちらを主に見ておられたということなので。一番最初なので、今おっしゃったみたいな形の啓発といえますか、こういったことをやるので、防災学習をやるのでと。

ただ、私と同じぐらいの年の方も子供さん連れで、高校生とか小学生の方がお見えになりまして、家族連れで、わりとご高齢の方プラス家族連れでDVDをごらんになっておられたということで、4組ほどいらっしゃいましたけども、どうも宮川町に住んでおられた方とか、実際に住んでおられる方がおばあちゃんとかの話を、なかなか昭和10年なのでご存命の方もわりと少ないといいましょうか、そういった方の語り継ぎみたいな形で、ご自宅が近くにある方の、若い中学校、高校の方も結構お見えになっていたというのが現状でございます。

以上です。

○山中

どうもありがとうございます。

○金田座長

どうぞ。

○井上

京のアジェンダ21フォーラムの井上と申します。よろしくお願いします。

鴨川納涼でのごみの散乱の件なんですけども、私も京都新聞を見てこんなことがあるのかと思ってびっくりしたんですけども、きょうのご説明でいくと、イベント時のごみが新聞には載っていましたが、日常的に、その日だけというよりもその日以外も捨てられているという状況があるということを知ったんですけども、とはいえ、多分このイベントのときのほうがこの写真を見たらどうも多そうなんですけども、イベントにごみというのはつきもので、各地で問題になったり、それに対する対策も、実は私も祇園祭ごみゼロ大作戦というのにかかわらせてもらっているんです。

そういった形で対策というのはいろいろあったり問題化されているんですけども、このごみで、イベントのときのごみの中身は新聞とかでも、ここにもレジ袋に入ったお菓子類とかいったものだったようですけども、イベントで出されたごみなのか、イベントとは関係なく持ち込まれたごみなのかとか、あと、その他日常的なもの、こういったところからやってくるごみなのかということについて、そういった状況がわかっているんだったら教えてほしいのと、日常的なものはなかなか難しい面もありますけども、イベントについてはイベントが発生源だったらイベントでかなり、一定の対策みたいなものがあると思うんですけども、それについてはこの新聞に書かれているように美化を啓発するイベントで、そのイベントのせいでごみが増えていくというのはやはり問題が多いと思いますので、逆にイベントのときこそこういったごみが散乱しないような環境をつかって、鴨川というのはごみが散乱するところじゃないんだなというのを来た人に感じてもらえるように、さらに強化していくような形をとっていただければと思いますし、そういった対策についてご考慮いただければと思います。

○金田座長

どちら。それじゃ、事務局のほうから、まず。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

資料2の5ページをごらんください。

今、井上さんがおっしゃった内容、これは8月7日の状況で、実は8枚撮りの右側の下から2つ目に私も写っているんですけど、鴨川納涼と京の七夕という河川美化啓発活動中にこういったごみがということで、イベントのごみなのか、それともほかから持ってきたごみなのかということも先ほどお話があったと思いますが、わかりません。

ただ、一番最初にこちら辺あたりに多分イベント帰りのごみみたいなのを一旦置くと、どうも無意識にここはごみ置き場なのかなみたいな感じになるのかもしれない。通る人がそこにどんどんどんごみを置いていって、最終的にこんな状態になったということで、原因はわかりませんが、河川美化啓発活動のイベントでこういったごみが出てしまうということは残念なことなんですけど、基本的にはイベントのごみもあると思いますけど、それ以外のごみもあるかどうかわかりませんが、通るたびに意識を変えてもらわないと。先ほどから申し上げているように何遍とってもごみがそういったところに置かれるということで、ここはごみ置き場なのかみたいな話になりますけど、意識を変えてもらうのにマスコミも含めてご協力いただければなと思っているんですけど、8月7日の状況は基本的にはイベントのごみかどうかわからないですけど、きっとイベントのごみが半分以上あると思います。

続いて……。

○杉江

ちょっと待ってください。今委員のほうからお話があったように、今事務局からとんでもないことを言わはったと思って。イベントの会場については、特に三条も四条もそうですけども、分別収集を現場でやっております。だから、そら、何ぼかあるかもわかりませんが、こっち側のほうの川から上がってきたところ、ここについてはおそらく川からのものと思われま。それと、今の柵がありますね、鉄柵。これは逆に道路のほうからですわ。ですから、我々がこうやってとってるときも既にごみをほかしていく人が結構おりました。注意すると膨れ面をして「何でほかしたらあかんのや」と食ってかかる人も中にはおりました。それと外人も結構おりましたね。

だから、基本的には、もう1つ新聞の記事に出ているように、我々は美化啓発のためにやっている活動で、この隣接のところでこういう状況になるということはほんまに嘆かわしいことだと思っております。ですから、早速、本日お越しのまち美化の担当課長にも連絡をとって、すぐ対応ということですが、先ほどの説明どおり、今の次の資料にあるようにほんまにイタチごっこですわ。ですから、これを徹底してね。特にこれ

は鴨川の付近でゴミをほかしたらひんしゆくもんやというムードをつくらんことにはとまらんとおもいます。それと、できればやはり監視カメラでも置くとかいうぐらいのことをせんことには無理かなと思っております。

ですから、それこそ、きょう、私のほうからまち美化のほうに来てもらうということで、特に今現状、これは皆さんご存じのとおり、ここの道路側のほうの鉄柵の中は実は京都市さんが管理しておられます。ほんで、今の5ページの右上のところと右下の上から2番目のところと3番目、これがあるのは、実はここは基本的には京都府さんの管理という形になっておるので、連携をとらんことには処理がでけへんと。だから、土地の位置からいけば多分京都市さんの位置になるかもわからんけども、我々から見れば京都市さん、京都府さんは関係ないと。要はこういう付近にゴミがあるのが異常やということですので、今後府民会議のメンバーの中からいい何かアイデアがあれば、ゴミが捨てられないような状況になればいいと思っておりますので、その点。

それと、先ほども言ったように会場からのゴミも当然あるでしょう。それと、イコール外からの持ち込みとかポイ捨てもあるという現状だけご報告しておきます。

以上です。

○金田座長

何かほかにこの件に関して。

はい、どうぞ。

○井上

私の言った趣旨は、日常的には今言ったように監視カメラとか、いろんな人がずっと立っているとかってなかなか難しいので、イベントで人が集まる時こそ、このようにスタッフもかなりいらっしゃるし、人も集まるので、こういうときこそゴミをなくすようなことをすると、ここはゴミを捨てたらあかんところやなどみんな多くの人に知ってもらいいいチャンスだと、逆に。そういうのにイベントを活用していただければ、それがすぐ解決につながるかわかりませんが、1つのきっかけになるのではないかとのご提案です。よろしくお願ひします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○小林（慧）

京都大学の大学院生の小林と申します。

2つあるんですけれども、少し話が戻ってしまうんですが、1点目がビデオというか映像資料についてなんですけれども、僕も初めて見たのですごくびっくりしましたし、そういうことがあったんだと勉強になることが多かったんですけれども、あれを小学生に見せると、先ほど澤委員のご指摘にもあったようにちょっとびっくりしちゃうんじゃないかなと。だから、教育する側がどういうふうにあの映像資料を使うのかというのを含めてしっかり考えないといけないのかなと思いました。

もう1点なんですけれども、ごみ問題ということで、かなり難しい問題だと思うのでなかなか解決というのは厳しいのかもしれないんですけれども、1つ、少しむちゃくちゃかもしれないんですけど、僕がふだん考えているアイデアとして、結局ごみというのはほとんどが食べ物であったり飲料水、自分たちが体に取り入れて、取り入れなかったものを全部ごみとして捨てる人は捨てているということで、やっぱり一番問題なのは捨てる人。ただ、その次に問題になるのがそれを提供している店とか企業とかそういうところだと僕は考えていまして、ですので、こういう大きいイベントなりがあるときは、先ほどどなたか委員がご指摘していましたようにどこのごみなのかというのを明らかにする必要もありますし、おそらくは近くのスーパーであったりコンビニであったりというところからのごみが多いと思いますので、コンビニなりスーパーの方々から「ごみは捨てないでください」というようなことを商品に書いていただく、もしくは口頭で言うとか、そういうようなことがあってもいいんじゃないかなと思いました。1つのアイデアですので、別に取り入れていただかなくてもいいんですけれども。

以上です。

○金田座長

どうぞ。

○川崎

手短に。先ほどの治水のほうの問題、ビデオの問題ですけども、これはおそらく小学生も中学生も、大学で時々講義することもあるんですけども、このメンバーでもおそらく現状、昭和10年の改修でどのぐらいの安全度が、治水度が上がったか、複断面型にしたりコンクリートベッドをつくったり、10メートルぐらい幅を広げたりとか、いろんな工事をやったんですけども、それによって現状はどれぐらいの降水量があるのか。ハイウオーターレベルの話とかを含めて、流域懇談会というのが昔、昔というか、現在も別の委員会を京都府でやっておられますけれども、あのあたりの資料を少し簡単に、別

にすぐということではなくて、このメンバーの新しい方々にもどういう治水が昭和10年以降に改良されたのかというのをどこかでお話ししていただければいいのかなと1点思いました。

それから、先ほどのごみの問題ですけども、これは特に海外の旅行者云々に関しては国によってごみ意識って大分違いますよね。先進国であっても業者の人がやってくれるところだったら捨てるのが当たり前、別に意識として悪いと思わない国もあれば、シンガポールのようにもともと厳しい国もあれば、いろいろありますので、観光政策として、川だけの問題ではなくて、オール京都の問題として1つ京都市とあわせて、例えばホテルだとかいろんなところにごみ意識の問題をきちっと説明していくということと、それからもう1点、ハード的にもし改良するとするならば、このごみの入り口部分ですよ。すいません、川と道のこの三条の入り口の部分の置きやすい場所って心理的に決まっています、例えばゲートの部分であるとか、表通りからちょっと入ったところとか、すき間の部分とか、わりと置く場所って決まっていますので、そこへ前もってイベントのときに置けないような状況で例えば張り紙をする、物を置くとか、そういうすき間を置く場所に詰めてしまうというハード的な考え方もあるのかなと思いました。

以上でございます。

○金田座長

ほかに。どうぞ。

○安田（京都府建設交通部河川課流域調整担当課長）

事務局のほうから。先ほどの映像の関係でございますね。私も小学校に防災教育あるいは出前といった形で出させていただいております。そのときに、先ほどご指摘のありましたように、ただ、危ないということをおおるのではなくて、昔このようなことがあったんですよ。でも、鴨川は今はかなり安全になっておりますと。今、皆さん、子供たちが歩いているところが昔は川底ぐらいで、さらに今、水路の部分が深く掘られて、堤防も高くなって、より安全になっているんですよというような説明をしながら、だけど、災害というのは、今テレビで東北とか鬼怒川とかありますけど、あれはよそごとじゃないよ、京都でも起こり得ることなんですよ、だから、そういうこともいつあるかわからないということをいつも心にとめて、逃げなきゃならないときには必ずお父さん、お母さん、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんに声をかけて逃げるようにするというのも大事ですよということを含めて、その画像だけを見せるのではなくて、しっかりと説明

してやっておりますし、また、これからもやっていきたいと思えます。

○金田座長

ありがとうございます。ビデオに関しましては……。ビデオですか。はい。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

資料集の中に『わたしたちの鴨川』というが入っていると思います。大体この中身をパワーポイントにした、一番後ろにこういう冊子があると思うんです。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

鴨川条例セットのインデックスでいうと11と書いてあるところに『わたしたちの鴨川』という冊子があります。そのことを今申し上げています。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

その中では、例えば見ていただきますと1ページのほうに鴨川の流域がどういうふうになっているかとか、鴨川が一体どういうふうな特徴がある川なのかという紹介をしたり、そしてまた、鴨川が歴史的にどういう位置づけにあったかというお話をさせていただきまして、そういう中で非常に氾濫をする川という中で、8ページを見ていただきますと、先ほどのような昭和10年、今のDVDにありました災害のときにこういうふうなあふれ方をしている、そして、下のほうに横断図が出ておりますけども、こういう格好で黄色着色の部分は掘り下げて川を大きくしたということを当然この中でお話しさせていただいております。

そして、さらに9ページは今どのような改修なりをしているのかというお話もさせていただいております、さらにまた10ページあたりは、先ほどの鴨川納涼があったりして、鴨川が今どういうふう利用されているかというお話もあわせてさせていただいております。

あわせて12ページに、これからというあたりで、近年もこういう格好で鴨川以外のところでも非常に大きな災害があるという中で、13ページでさらにこういうふうにもまだこれからも氾濫するおそれがあるので、先ほど担当課長のほうからもありましたとおり、やはり逃げるといふか避難ですね、そういうことも非常に大事だというあたりをあわせてお話しさせていただいております。

その一番最初のデモンストレーションみたいところでDVD、この前は「水禍(すいか)」というふうな紙芝居をやらせていただいていたんですけども、今回からこういうふうなDVDも手に入ったということなので、こういうのも利用しながらやろうと

というのが私どもの考えでございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかには。はい、どうぞ。

○西山

主婦の西山です。

実際、先ほどからお話しされていますDVD、ちょうど小学5年生になりました息子が京の七夕で見せていただきました。ほんとうに川がすごく好きで行っているんですけども、ほんとうにびっくりしていました。先ほど澤委員もおっしゃっていましたが、あれを見せるだけではいたずらに恐怖心というか、これだけ川に行っている息子でも怖いと言ったので、もったいないな、あの使い方がとっていたんです。今、こういうふうになって、こういうふうになってというのをちゃんと説明しながら使いますとおっしゃっていたので、ああ、よかったな。

私はいつも思うんですけど、『わたしたちの鴨川』というのがとてもいい資料だと思って、今、子供たちにも皆さん配布してくださっているのがとてもありがたいなと思っていつもいます。

きっとこのゴール、最後、怖い映像で、怖いというか、実際あったドキュメンタリーのあの映像で終わってしまったら、子供たちが「ああ、こんななんや」だけで終わってしまうんですけど、よく言葉に出てきます、鴨川を美しい川のあの最後のビジョンですよ。どういう川が美しいのかというのを、ごみがなかったら美しいのか。ごみがないこと、それはすごく大事なことですよね。だけど、どんな川にしたいのかというのを子供たちにそこで具体的に映像で。何もない、ただ水が流れている場所がいい川ではないと私は思っているのですが、生き物がこれだけいて、その生き物が暮らしやすいためにこんな取り組みもされていてということ、子供たちや親を啓発したくて、きっと「鴨川探検！再発見！」というのをずっと繰り返しされているんだと思うので、その映像の中の最後のところに、どんな川にみんなでしていきたいのかというのを子供に伝えられるような資料。生き物ってすごくたくさんいるし、この中にもその情報を持っている方がたくさんいらっしゃるんで、ぜひそういうふう子供たちを啓発するのに上手に、最後、「いい川ってどんな川？　こんな川？」というのが見えるような形で使っていた

けたらいいし、つくっていただけたらありがたいなというのを子供の親の立場としてお願いできたらなと思っています。ほんとうによく知っている方がたくさんいらっしゃるので、情報を上手に使ってやっていけたらうれしいです。すいません、最後、感想みたいになったんですけど。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○小辻

京都橘大学の小辻です。よろしく願いいたします。

DVDに関して若干厳しい意見になるかと思うんですけども、正直な感想といたしましては、子供向けに防災学習になるDVDではないんじゃないかと私としては思いました。ただ、逆に高齢者の方々にぜひ見ていただきたいというのが正直な思いです。そういうことを見ていただくことによって、実際にこの現場を見た方もおられるでしょうし、もしくは親の方ですね、その方のお父さん、お母さんぐらいの代から証言を聞かれたという方が多数おられると思います。そういう情報が現在欠けているという話は以前もお伺いしたことがあると思います。例えば老人ホームですかそういうところでどんどんどんどんと流して見ていただくと。結構漢字も多うございますし、その場所も子供からしたら全然わからない場所だったりもします。例えばこの資料でいうと富永町と書いていますが、富永町ってどこなのか、子供たちは絶対わからないという状況にあると思います。

そういうことも含めまして、「次世代に」と書かれているんですけど、むしろ高齢者の方々に見ていただいて、自分たちの知っていること、自分たちの記憶ですとか、もしくは引き継いできた記憶というものを後世の方に伝えてもらうための資料収集とかを考えて、今後ぜひ使用いただければなというのが私としての思いです。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

要するに今のDVDにつきましては極めてインパクトの強い、ドキュメンタリーの画面としてはすばらしいというのが基本的な認識でしょうけれども、それを教育に使う、

啓発活動に使うときには十分注意をしないと真意が伝わらないのではないかという、そのためのまた加工ないし工夫をする必要があるというのが一般的なご意見だったと思います。

それから、もう1つの大きな論点でありますごみの、特に今回ご説明いただきました三条のすぐ下流側のところがごみの一時的な集積場になるという現象については、一朝一夕にそれを解決するという方策は今のところはどなたからも提案はないのですが、ただ1つ、論点として非常に重要だろうと思いますのは、やはりごみに対する取り扱いというのを、京都府だけではないし、京都市も含めて全体としてそういう啓発活動をやらないとどうしようもないんじゃないかという、論点を広げる必要性というのが話として出てまいりました。

それから、実際にイベントなどを取り扱われたり、また鴨川を美しくする会のほうで活動されている体験からすると、ちゃんと分別回収をやっているところから漏れ落ちてくる場合があるということも聞きましたし、実際にイベントと関係ない段階でも、関係ない日でも、そこにごみが放置されるというケースが繰り返し起こっているということも報告でお聞きしましたし、これに対応するのは非常に難しいことなんですけど、いろんな形でもう少し議論も活動も続けていく必要があると思いますので、そのあたりはまだまだ今後課題が残っているんだろうと思います。

以上、たくさん多岐にわたるご意見をいただいておりますけれども、予定の時間がだんだん窮屈になってまいりましたので先に進ませていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ、短くお願いします。

○田中

短く。昭和10年の映像、みんなで今いろんな意見が出たんですが、あの当時の荒神橋の計測地点の最大高水量はたしか750トンぐらいに設定してあったと思うんですが、それがあの大洪水を基本にして多分1,500トン流せるように河川改修したいというのがあの後の計画だったと思うんですが、それにしても倍以上の1,500トンという最大の高水量はちょっと無理だろうと。だから、あの当時のあの水害が起こらないように、高水をこれぐらいなら大丈夫だろうというように設定して改修されたと思うんですが、それは今、だから、この辺までの雨量なら、流量なら大丈夫ですよという安心感みたいなものも、改修した後、市民にある程度示しておく必要があると。

それと同時に、もしその想像以上、想定以上の流水量が出た場合には、ハザードマップみたいなもっと詳しいもので、どここのところが破堤すればその水はどっちへ行きますかと、あるいは右岸のここが破堤すれば当然こっちのほうに行きますと。遠い近いは関係なくして水は低いところへ行くのは、今までの水害を見てもご存じのように大変な水害が出るわけですから、その辺の予備知識みたいなものもある程度市民に示して、具体的に自分たちで最小限命だけは免れるように予備知識として十分認識しておくという、そういう広め方も僕は大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

○金田座長

それでは、先に進ませていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(3) 鴨川ふれあい空間について

○金田座長

そういたしましたら、議事の3番目です。鴨川ふれあい空間についてでございます。事務局から説明をお願いします。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課の北野でございます。

引き続き、右上の資料3で、鴨川ふれあい空間アンケート調査結果について、1ページをごらんください。

これは8月6日、7日の鴨川納涼において開催いたしました鴨川ふれあい空間ステージのアンケート結果ということでございまして、昨年と同様に今年度も四条大橋上流の鴨川の高水敷にステージを設置して開催いたしました。約21万人の方が鴨川納涼にお越しくださいました。

アンケートについてですが、まずアンケート調査概要というところで、実施期間としましては8月6日～7日、両日とも実施し、通行鑑賞者の83名の方から、また演技者の24名の方からご回答いただきました。

3番のアンケート結果の概要でございますけれども、まず、各問の回答書につきまして未回答や複数回答があるため、必ずしも回答数とは一致しておりませんのでご了承ください。

まず、結果概要。今回のイベントについての問いでございますけど、9割以上の方によいと回答いただきましたが、悪いという回答も2%ぐらいありました。

次に、右側のよいと思われた理由についてでございますが、にぎわいができるという

回答が約6割となっていますが、観光資源、鴨川の魅力の1つ、京都・鴨川らしいという意見もございました。

また、悪いと思われた理由としては、騒音の問題とか、風情に合わないという意見もございましたし、ステージが狭いという意見もございました。

次に、真ん中の段のイベントの期間や時間についての問いでは、9割の方が適当と回答されています。

一番下のイベントの回数については、約5割の方が年に1回、約5割の方が年に数回と回答されておりまして、多くの方はそれほど頻繁なステージを望んでおられないと考えております。

次に、一番右下の観客席数については、6割の方が適当と、4割の方が少ないと回答されていたので、今後の参考にしていきたいと考えております。

資料については、あと2ページから9ページはアンケート結果の各データです。

10ページにつきましては出席者リスト。

11ページは当日の写真の状況でございます。

12ページ、13ページは今年度のアンケート内容。

14ページは昨年度のアンケート結果を添付しております。

アンケート全般にわたりまして昨年の鴨川納涼時と比較したところ、それぞれの割合に関して多少の違いはございますけれども、傾向としては昨年のアンケート結果と同様であると考えております。

さらに今後とも鴨川ふれあい空間につきましては検討・検証しながら、京都らしい、鴨川らしい、にぎわいのある鴨川公園づくりを目指したいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見。はい、どうぞ。

○久保

このアンケートの項目、これは以前からあまり変わってないと思うんですけども、よいという意見が大分増えてきているのかなという気はしますが、資料3の1ページ目ですね、イベント回数はどうですか。通行鑑賞者は「年に数回やったほうがええんちゃう

か」いうて言うてる人が56%で多いんですけど、逆に演技者が「1回でええで」と言うてる人が過半数なんですかね。これはどういうことなんですかね。いっぱいいっぱいやってるから1回以上はできまへんでというようなことなのか、その辺のお話を聞かれたことがあるのかどうかということと、これは竹村家橋のところですよ。ちょっと。竹村家橋のところですよ。海老蔵さんが知事とトークした場所ですよ、これ。違うた？

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

いや……。

○久保

三条のところ？

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

四条。四条をちょっと……。

○久保

ちょっと上がったとこ？

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

四条をちょっと……。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

竹村家橋のところ。昔、橋が……。

○久保

竹村家橋のところやね。

○川嶋（京都府京都土木事務所長）

はい、あそこです。

○久保

だから、知事とトークしたとこでしょう。知事と海老蔵さんが。

○杉江

お地蔵さんがあるでしょう。

○久保

あ、お地蔵さん。ちょっとだけ南ですか。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

四条をちょっと上がった南のところですよ。

○久保

なるほど。その場所でやられて、これ以外に年間、不勉強で申しわけないですけど、これ以外のイベントというのはなかったんですかね。2回か3回ぐらいするという話を前にしてはったように思ったんですけど。それだけ聞かせてもらえます？ お願いします。

○杉江

海老蔵だけやろ。海老蔵だけや。

○久保

海老蔵だけ？

○杉江

うん。

○桑場（京都府京都土木事務所河川砂防室）

京都土木事務所の桑場でございます。前回まで都市計画を担当しておりましたので、かわりに答えさせていただきます。本日不在なもので、申しわけございません。

これまでのイベントの回数としましては、おっしゃられたとおり基本的には鴨川納涼のイベント、それ以外につきましては先ほどおっしゃられた海老蔵さんとのですね。1年目が雨天の関係でトークショーに変わりましたので、そのトークショーを1回と、その翌年度に、ちょっと言葉は悪いですがリベンジといいますか、それをもう1回ちゃんとやりましょうということでやったという、計5回がこれまでされているという中で、先ほど多分おっしゃられているテーマとしまして、鴨川とイベント、それから鴨川と伝統芸能、それと鴨川と地元という形のテーマを、一旦、すいません、第28回ぐらいの府民会議でそういう形でやっていきたいと思いますというところではあるんですが、鴨川と地元というところが、どうしても地元主体ということになってくるとなかなかそこがずっと模索をまだ続けているところで、その分がまだ開催ができていないというところでございます。

それと、場所の確認としましては、海老蔵様とやらせていただいたのは先斗町公園前でございます。鴨川納涼ではメインの舞台をやっているところになります。今回のふれあい空間につきましては、それよりも四条に寄ったほうの旧の、あのお店はちょっとお名前を忘れたんですが、空き地のあるあたりですね、のほうでさせていただいているというところでございます。

あと、半分は予測にはなるんですが、出演者の方につきましては1回というのが、ほとんどの方が、すいません、素人と言っていいんでしょうか、そういう方をできるだけメ

ーンにと思っていますので、学生さんなり普通のことをされている中でのイベントになりますので、年に何回もあってもなかなか参加できないという方もおられれば、半分プロ的にやっておられる方なんかでいくと2回でも3回でもとおっしゃられる方もおられるのかなというふうな、半分は予測ではございますが、そういった状況でございます。

○久保

そしたら、要はしばらくの間は今ぐらいの回数、年に2回ぐらいの回数でやられて、あと1つ、項目を増やす。それは今のところ、地域とのことで模索をしていらっしゃるということで。

というのは、せっかくにぎわいという部分で鴨川の河川敷を利用するわけですから、今のところ反対意見が結構少ないので、何回かやってきた中で。せっかくやったら、お手数はすごくかかると思うんですけど回数をされて。ほんとうに不法地帯みたいなので、三条の南のところで裸になって歌を歌っているとか、見苦しいも聞き苦しいも最低やでみたいなやつがずっと横行するよりは、やっぱり府のほうでちゃんと見はってやらはるほうがいいので、そういう回数を増やして、いい鴨川という雰囲気発信していかれる必要性はちょっと手間かもわからないけどあるんじゃないかと思うんですけど。取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○桑場（京都府京都土木事務所河川砂防室）

すいません、今現状、私自身がお答えできるところではございませんので、その辺はお伝えさせていただきたいと思います。

○久保

お願いします。

○金田座長

ほかにご意見、ご質問などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ただいまのように方向性は全然変わっていないと思いますが、前回はイベントの時間をお聞きになり、今回はイベントの回数をお聞きになった。そこだけ変わっているわけですね。ということを確認させていただきますが、そういう状況でございます。

ご意見、ご質問がなければ先へ進ませていただきたいと思います。

（４）京の川の恵みを活かす協働について

○金田座長

それでは、議事の4番です。京の川の恵みを活かす協働についてです。事務局から説明をお願いします。

○谷（京都府農林水産部水産課）

京都府水産課の谷と申します。座ったまま失礼いたします。

資料4「京の川の恵みを活かす協働活動について」というタイトルの資料に沿いましてご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

この活動は、京の川の恵みを活かす会によって取り組まれている活動でございます。この団体は、学識経験者の皆様や澤組合長さんのところの鴨川漁協さん、そのほかの漁協の皆さんなどによって構成をされておまして、京都の食文化を支えてまいりました天然アユなど多くの生き物の生息環境を保全し、自然の恵みとして利活用できるようにすることなどを目的として、鴨川のほか桂川などでもさまざまな活動に取り組まれています。

この活動に対しましては、京都府内各地の川で天然アユの遡上を増やす取り組みの代表的なものといまして、京都府が京都市さんとともに国の補助金なども活用しながら支援をさせていただいております。

鴨川での主な活動の内容は、まずはアユなどの都心部への遡上を促す簡易魚道の設置でございます。平成27年度につきましては、資料の2番目の平成27年度の活動と成果のところの最初の●のところでございますけれども、昨年9月の鴨川府民会議でもご報告をさせていただきましたが、伏見区の今井堰から荒神口落差工までの4カ所に簡易魚道を設置されまして、遡上状況を調査されました。魚道を設置したうち、最下流に当たります今井堰のところでは2,591尾の遡上が確認されたということでございます。これは平成26年度の452尾に比べますと約6倍となっております。

今年度につきましては、資料の3番目、平成28年度の活動計画等のところの最初の●でございますけれども、今年度、今井堰のほうは魚道なしでも遡上可能な状況になっているということでございまして、それ以外の三条、丸太町、荒神口の各落差工、計3カ所に5月の下旬に簡易魚道を設置されました。

設置場所につきましては、資料をめくっていただいた2ページ目に地図をつけさせていただいております。また、その次の3ページ以降には設置した魚道の写真などをつけさせていただいております。

最初のページに戻りまして、28年度の成果といましては、鴨川へのアユの遡上量

という観点で昨年との比較ということで、魚道を設置いたしませんでした今井堰のほうで計測、カウントいたしましたところ、3,503尾の魚類の遡上が確認できました。

魚道の効果という点でいいますと、出町柳の三角州の付近でも多くの遡上アユが確認されたということでございます。出町柳周辺で遡上アユが確認されたというのは、この活動が始まって初めてのことでございます。

また、アユの遡上促進以外の活動といたしましては、戻りますが、資料の中ほどにございますゴリ押し漁という伝統的な漁法によるゴリの生息調査、また、アユなど川魚の食味体験会など、伝統的な京都の川の味覚の啓発・普及活動など、昨年に引き続き今年度も実施をされる予定でございます。

報告は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

○澤

今回こういう話を取り上げていただいて、大変すばらしいと思います。ありがとうございます。実際これ、今年カウント数が3,503尾、今井堰のカウントなんですけど、白い布を敷いて。布って、布かな、あれ。

○谷（京都府農林水産部水産課）

シートですね。

○澤

シートやね。シートを敷いて、その上を通過するやつをカウントすると。ほんで、実際、川幅はあのシートより10倍ぐらいあるのかな。

○谷（京都府農林水産部水産課）

はい。それについては写真、イメージをつけさせていただいております、資料の4ページのところに。こういったシートを敷いて。これは今井堰のところでございます。申し上げましたように今年は魚道なしでも土砂の堆積によって遡上できるという状況でしたので魚道は設置しておりませんが、昨年との比較のためにこちらで遡上量をカウントされたということで、数を数えやすくするためにちょうど堰のところこういった白いシートを設置して、白いシートを通過した魚の数をカウントされたということでございます。

○澤

今ので大体わかってもらえると思うんやけど、そのシートのところを通過したアユ、仮にこのシートが3メートルとして、川幅が30メートルあるなら掛ける10ですよ。ほんなら大体3万匹ぐらい、3万5,000匹ぐらい上がったやろうとか、そういういろんな計算を活かす会のほうでも試みてるんやけど、実際、現実問題、今年うまいことって出町まで遡上して、しかも一番大きいやつで27センチぐらいのが今とれてるのかな、アユ。それも数が3万匹程度では話がでけへんぐらい、10万匹ぐらい上がっていてもおかしくないんじゃないかというぐらいアユがいるんですよ、今年。ほんで、去年もものすごくアユがいたんやけども、今年はその比やないぐらいおるんですよ。

ほんで、このカウント数というのを、遡上カウントというのをどうしたらほんまに現実近づいていくのかというのがものすごく難しい課題で、この3,500×10、3万5,000、これは少な過ぎると。去年でもカウント数より現実におったアユの数は膨大な量でね。漁協としてはこういうなんをね。

ほんで、今年、網漁の解禁を8月14日にしたんですよ。ほんで、実際海から上ってきたアユの産卵期というのが早いのも10月中盤ぐらい、ほんで、遅いやつやったら12月いっぱいぐらいまで産卵期があるんですよ。ほんで、これをこうやってとってしまうんは、来年の資源につなげるという意味ではあまりにも早く解禁し過ぎなのでね。これは、ただ、網をやる人はちょっとうるさい人が多くて、「俺らに網やるなと言うんか」みたいな人が多くて、なかなかおくらすというのも、まあまあ、うるさい話があるんやけども、それは気にせんとどんどんおくらせていこうとは思ってるんですけどね。

こうやって実際資源を活用して増やしていこうという中で、ちょっと僕が今までから言ってる話なんやけども、河川工事のあり方というのが非常に重要になってきて、アユが上ってきて育つところ、ほんで、うちは場所によっては放流して、アユを育成して漁業に当ててるような場所とかいろいろあるんですけどね。ほんで、この場でどうなんかと思うんやけど、ちょっと河川工事についてね。

今年も1つ話が。10月16日から大体京都府さん、河川課なんかな、非出水期というのを設定されていて、そのぐらいから工事が始まるんやけども、今年早速来た話で1カ所、高野川の八瀬地域、八瀬のほんまの駅前ぐらいで護岸が崩れてるところがあって、その工事をされると。護岸が潰れているところを補修されるのはいいですよ。ただ、そのときに、川幅10メートル程度のその幅の中で3メートル×3メートル、護床ブロック

を敷いてしまうと。

これは何でかという、護岸の洗掘をされると、足元がね。そういう可能性があるからすると。ほんで、言われて、土木の方が何年間その現場を見てはるかわかんけども、僕は実際小学校ぐらいから考えると30年以上川を見続けていて、そこで洗掘しないんですよ、現状として。砂利がたまっているぐらいの場所なんですね。そこを洗掘するからといってブロックを敷いてしまう。

そうすると、やっぱりこれは語り出すとあまりにも長くなるので簡単に言うと、魚の隠れ場、産卵場、単純にすみか、この3つはすぐに失われるんですよ、そのブロックを敷くことによって。ほんで、やっぱり河床というのは自然に変化して、たまには堆積し、減ったりとか、その変化を起こしていく中で魚がすめる年。環境というのは魚に厳しい年もありますよ、中には。でも、やっぱりそうやって多くの自然豊かなものが育まれていて、変化があるからいろんな生き物がすめる中で、こういうブロックを敷いてしまって単一化する、ほんで河床を固めてしまうと、ほんまに単一の生き物しか生きられんようになるんですよ。特にやっぱり上流の渓流域に近いところでは面積が少ないんだから、そういうところを床を固めてしまうというのはほんまにやめてくれと前から訴えているのに、簡単にこういう図面が上がってくると。

ほんで、この間ちょっと担当の方に電話して「これはやめてくれ」と言ったところ、ほんで、「床固めをしないでくれ」と言ったときに、護床ブロックというのは床固めをしない工法……。

○金田座長

ちょっとそういう専門的なことはすぐわかりませんので、短くお願いします。

○澤

そやし、あまりにも河床を固めてしまうということを簡単に考えておられるように思っただけ。その辺をやっぱりこうやって川の恵みを活かしていこうとか、自然を豊かにしていこうという中で、コンクリートで護岸を守るのはいいけども、川の底まで固めてしまうというのはいま一度土木のほうにも考え直してほしいと。

ほんで、今年10月からやる工事なので、僕ももっと猶予があればこんなところで話を出さんでもゆっくり話をしていったらいいんやけども、直ちに見直してほしい中で、今見直してもらって話してるんやけども、どういうふうにしてもらえるか。できたら委員の方にも現場を見に行ってもらって、こんなところにそういうものがあってもいいか、そ

ういうところも見てもらいたいなと思って。土木の方にこういう工事をどう思われているのかというのを一つ聞きたいんです。

○金田座長

どうぞ。

○林（京都府京都土木事務所）

京都土木事務所の林でございます。

今、澤委員のほうからご指摘がございました。比叡山口の駅の下のところの件かと思えますけれども、我々も河川を管理する上で、治水の安心・安全の観点から、やはり河床の安定ですとか、護岸の安定ですとか、そういったものが非常に大切であると考えていまして、いろいろと工事の計画を立てたりはしているんですけれども、委員ご指摘のとおり、一方で水生生物の自然環境を保全するということが非常に重要なことであると考えてございます。

担当のほうと以前電話でやりとりがあったと聞いてございまして、現地のほうを十分に確認させていただいて、少し検討を実はさせていただいていました。おっしゃるとおり床固めと申しますか、護床ブロックを一面に敷き詰める計画ではいたんですけれども、もう少し護岸の根入れを深くするだとかいう方法で少し面積を減らせるのではないかと申すことも考えることができるということでございまして、今そういう方向で検討しているところです。ご指摘いただいたところはそういった形で少し計画変更させていただこうと思っておりますので、またご説明に上がらせていただいて、そういった自然環境にもできるだけ配慮するようにと考えてございます。

以上でございます。

○金田座長

ほかに。

○澤

もう一言だけ言いたいんですけども、面積を減らすと言わはったけども、きょう、僕も現場を朝から見に行って、もう1回詳しく見ておこうと思って見たところ、やっぱりあれは実際洗掘するような場所ではないし、護床ブロックそのものが多分要らないと思います。そういう方向か、洗掘すると言わはるんやったら、もうちょっと具体的にする根拠を示してもらいたい。根拠なしに、ただ恐怖心だけで過剰に防衛してしまうというのはやめていただきたい。

○金田座長

今のご注意を含めてご検討をお願いしたいと思いますし、また必要であればご説明をお願いしたいと思います。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

府民会議というより現場でまた整理してやらせていただくということで、場合によつたらまた土木事務所のほうに講師として来ていただいても結構ですし、そういうのも含めて、府民会議のこの中でやるという話もありますけれども、そういう話でないのも多々ありますので、その辺はよろしくをお願いします。

○金田座長

どうぞ。

○西山

それで、今ご説明にあったみたいに川の恵みを活かす取り組みを府の方も川とかでされているのであれば、これ、見ている限りで結果も今年70年ぶりにアユが上りましたというので、私も出町柳でアユの群れを見ました。そんなにすごいことやったんやなど今再び感動しているんですが、もし可能なのであれば、この落差工というのがたくさん川にいるとあるんです。きっと治水、先ほどの氾濫であったりとか安心・安全のためにきっと設置されているんだろうなというふうには思うんです。

ですが、この落差工のところにある木組み階段式魚道であったり、その階段というのが1カ所でも2カ所でも落差工の端のほうにでもあることで、生き物がよりたくさん鴨川にすみやすくなって自然が豊かになるのであれば、これだけのいろんな川の治水のことの専門家であったりとかたくさんいらっしゃるので、両方、治水のことも考えつつ、簡単に私は階段なんやなと思っているんですが、生き物が上に上がれる、遡上しやすいような落差工のつくり方というのも今ちょっと考えてみて、簡単に段差をつくってしまうのではなくて、次のステップに行けるような。

氾濫があるので安全・安心のための治水をしてきました。今こういう状況です。でも、次、京都府としたら、生き物がたくさんになるために、自然が豊かになるために新しい治水の形を始めていますという、次のステップになれるような何か落差工というか、この場所を考えていけたらいいんじゃないかなと思います。そのアイデアが皆さんの意見として出てきて、次の段階に進めたらいいのになと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金田座長

ありがとうございます。

今のご趣旨に沿って、何年かの間ずっといろんな試みをしております。その1つがこの簡易魚道の設置ですし、それから、中州、寄州の除去の試みを幾つか、うまく必ずしもいっているとは限りませんが、データをとりながらやっているという状況ですけれども、そういう試みです。その他いろいろやっているわけですが、ただいまの話はそれにさらに長期的な見通しを持って検討したほうがいいというご意見だと思いますので、それも重要なことだと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

そうしましたら、今、この報告いただきました活動については、その他の自然条件がどう関与しているのかわからないんですけども、この年度に関しましては非常に成功しているということの状況をご説明いただいたということだろうと思います。

ちょっと時間の関係で次に進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(5) 一般社団法人鴨川流域ネットワークについて

○金田座長

それでは、議事の5番目です。一般社団法人鴨川流域ネットワークについてでございます。これについては、まず私のほうからご報告させていただきたいと思います。

資料5をごらんいただきたいと思います。資料5にありますように鴨川流域ネットワークと称する一般社団法人の設置をするということについては既にこの鴨川府民会議で何回かに分けてご議論いただきまして、その設立をするということまでご説明をさせていただいておりましたが、資料5の最初に書いてございますように8月24日に設立総会を行いまして組織を設置し、それを法務局へ届け出をしていて、今ちょうど届け出はしているのですが、まだ認可はおいておりませんので、まだ正式には設立できておりませんが、間もなくそれができるといいう見通しでございます。

組織は、その下に書いておりますように設立時の社員が7名、それから、そのうちの5名が理事、それから監事がお二人、それから顧問が、知事、市長、商工会議所会頭などを含める5名、相談役が新川委員と杉江委員という形で、当面事務所を京都府の河川課の中に置くという形で進めております。

設立時社員などの詳細は、その2枚目に名簿がございますが、そのとおりでございます。

それから、定款は3ページ目からずっと続いておりまして、後ろに名前があるので、12ページまでがそれに関連する記載でございます。

これは具体的には担当課長の北野さんにご尽力をいただいているわけですが、何か説明が簡単過ぎるかもしれませんが、つけ加えてください。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そうしたら、補足します。

12ページの次に、あと、先ほど金田先生からもおっしゃったように、回収資料で一番最後の14ページにも鴨川流域ネットワーク設立ということで京都新聞さんに載せていただいて、24日当日、KBSのほうでも放送されたんですけども、そういった形で9月1日に登記の申請を法務局にしているということで、今週、また来週の初めぐらいには登記の申請が完了した後、まだ口座もつくっていない状況でして、今後、どちらかという一番最初に杉江さんからご提案をいただいたのは、回収資料の11ページからずつつづいてありますけども、27年のほんとうは3月に提案いただいた後、1回飛ばして27年9月ごろに開いた鴨川府民会議で議論が始まってから、次の12ページで、1月9日の新聞で、12月には鴨川基金の準備会というのを設立しまして、何回かにわたってやったわけなんですけれども、その後、28年4月5日付、これは3月22日の府民会議の資料の内容でございますけれども、資料5をめくっていただきますと14ページの次のところに、以下にカラー刷りで、横文字で「『鴨川流域ネットワーク』（仮称)について」というこの資料がありますけど、この資料を3月22日に説明させていただいたものがこの4月5日の新聞にどんと載ったということで、その後、設立総会ということです。

基本的には設立の趣旨といたしましては、先ほどの金田先生に説明していただいた資料5の3ページのほうですね、定款の3ページの目的のところなんですけど、第3条にありますけれども、3ページに書いてありますように「安心・安全で美しくより一層親しまれる鴨川の実現を目指すという基本方針に基づいて、千年の都を流れる鴨川の河川美化啓発やボランティアの育成などを行うことにより、河川環境保全に寄与して、鴨川流域の地域創生を推進します」ということで、具体的にはそういった形の目的にしているんですけど、川掃除の経費とか、あと、先ほど澤委員からも出ましたけど、DVDをつくったりするのも結構経費がかかりますし、今のところ一番安い状況で、西村さんからもご意見もありますし、最終的には一般社団法人を通じて行政でやりにくいようなこととかができるような形でお金がたまればいいなということでございます。

できれば先ほどのDVDも、『わたしたちの鴨川』を非常に評価していただいていますので、DVD版の『わたしたちの鴨川』をつくるのは結構お金が要ると思いますので、そういったことも含めてこの基金ですね、口座を開いたら皆様にもご案内させていただきますので、またその節はよろしくお願ひしますみたいなことを含めまして説明させていただくんですけど、9月中は開業準備期間のようなもので、実際は先ほどの資料5の13ページにもありますし、先ほどの資料にもありましたように、鴨川を美しくする会さんの掃除と一緒にやっていかせてもらうということで、連携して河川美化啓発活動をやらせていただいて、その中で理解を得て皆様からお金をいただけるようになったときに、またイベント活動とか。

ただ、しかし、基本的には河川美化啓発といいますか、掃除の経費と、それから小学校の今言ったみたいな学習ですね、ただ単に流してええんかいみたいな、そういうのがありますので、杉江さんが教科書に載っていますけども、そういった活動を絶やさないようにということでも京都府としても支援していこうということですので、皆さん、実際に開業すればまた通知を差し上げますので、ぜひご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○金田座長

何かご質問などございませんでしょうか。

繰り返し同じことを申し上げておりますが、組織は立ち上げたんですけど、まだ正式に認可もされておられませんし、具体的な活動もまだしていないわけですので、当面鴨川を美しくする会などと協力して、本来の目的に書きましたような方向で活動を始めたいと思っている次第でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

これで本日の議事はほとんど終わったんですが、あと五、六分しかありませんが、先ほど土居委員のほうからお申し出がありまして、活動の一端を報告したいということでございます。実は最近の鴨川の写真を撮っていただいたようで、その紹介もあるようなんですが、時間は少ないですけど、どうぞ手短にお願ひいたします。

○土居

遊悠舎京すずめの土居でございます。

お手元に『古都』と書いたチラシが届いているかと思います。川端康成先生の『古都』を原作に、原作の『古都』プラス現代版、北山・中川地区、室町、そして鴨川。そして、

千重子と苗子の子供、舞と結衣がパリで出会うという、セーヌ川と鴨川がキーになる映画を2013年からつくらせていただきまして、やっと完成いたしました。先日、文科省の特選にも選んでいただきまして、本日はたった30秒ではございますが、初めて鴨川でドローンを上げさせていただいた映像を皆様にご披露申し上げたいと思います。

では、どうぞよろしく願いいたします。京都では11月26日先行上映、12月3日から全国で上映いたします。

(ビデオ上映)

これは鴨川です。これはドローンを上げた映像でございます。橋本愛ちゃんが今年の11月、朝の6時に三条の河原をずっと自転車で走りまして、撮らせていただきました。

(「もう1回見せて」と言う者あり)

すいません、もう1回というお声が上がっています。

(ビデオ上映)

鴨川の水源地、岩屋山志明院様のご協力もいただきまして、水の一滴のまた初めてロケをさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○金田座長

どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上でございます。珍しく4時寸前に終われそうでございます。どうもご協力ありがとうございました。

事務局のほうから何か。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

金田先生、ありがとうございました。

先ほどの『古都』なんですけれども、うわさによりますと本番はドローンをぶわっと、2分ぐらいはきれいに鴨川が映っているというおうわさも聞いておりますので。今のはほとんど映っておりませんでしたけど、またよろしく願いします。

これをもちまして本日の予定は終了しますが、今年度の府民会議でございますけれども、次回は28年12月20日の午後からでございます。その次が29年3月24日を予定してございますので、改めてご連絡いたしますが、よろしく願いします。

また、先ほど冒頭にも申し上げましたけれども回収資料の新聞と鴨川条例セット、もしお持ちでない方がいたらまた事務局に言っていただいてお持ち帰りいただくということで、基本は机の上に置いておいていただきたいと思います。

それでは、これで……。あと杉江さん。

○杉江

これは基本的に鴨川の許認可の窓口部局、京都土木事務所についてのお願いなんですけども、これからどんどんとまた鴨川の河川敷を活用したイベント等々の申し込みがあると思いますけども、できればそのときに、既に実施されている団体もあると思うんですけども、占用使用許可等々が申請されたときに、義務ではないんですけど希望として、催しが終われば鴨川河川敷、特にそのエリアの清掃活動を進めていただきたいと思います。そうならば、占用使用で使われる団体についても美化意識を持ってもらえらると思いますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

○澤

これも置いておくんですか。

○金田座長

これは卓上に置いておいていただいたら。毎回置くようにいたしますので、これは。

○澤

はいはい、わかりました。これは持って帰ってええんかなど。

○金田座長

ご希望でしたら、また言ってくださったらありますので。予備がありますので。

○北野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

どうも皆さん、長時間ありがとうございました。これを持ちまして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔午後 4時00分 閉会〕